

大学発新産業創出プログラム プロジェクト推進型 SBIRフェーズ1 支援

公募説明会

2022年6月

産学連携展開部START事業グループ

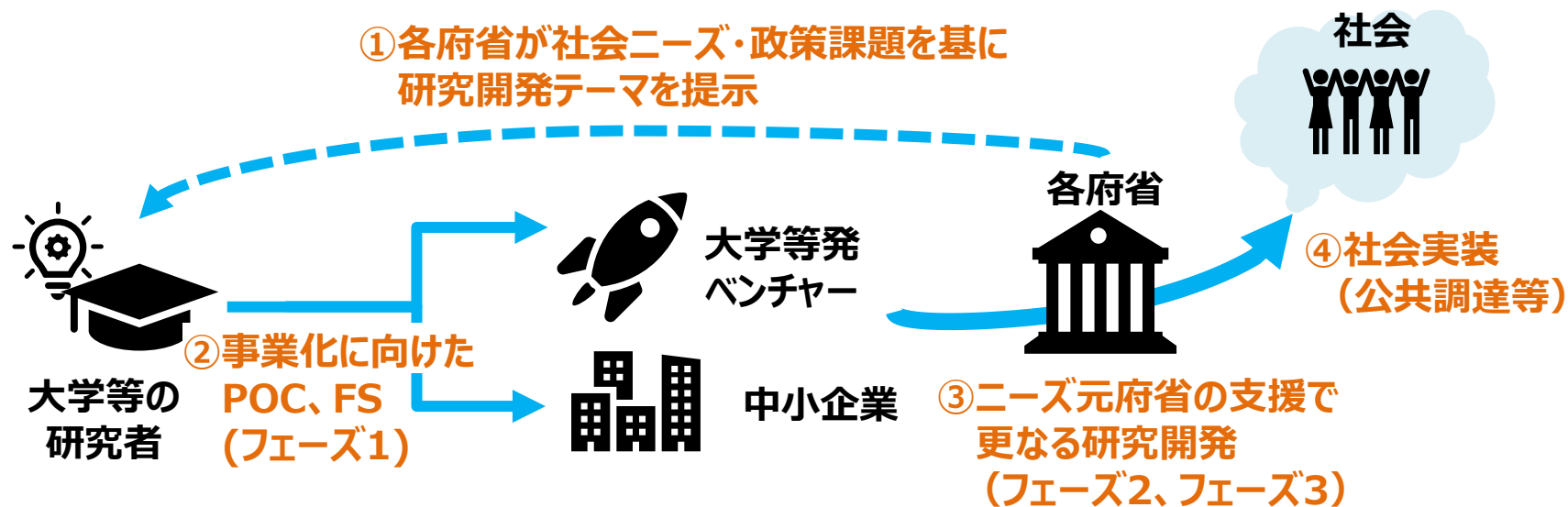


科学技術振興機構

目的

社会ニーズ・政策課題をもとに提示された「研究開発テーマ」に対して、
大学等の研究者による独創的アイデアにより研究者自らが
概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）を実施し、
大学等発ベンチャーの起業や、
大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転※を行うことにより、
新技術の早期社会実装を支援することを目的とします。

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。



背景 ～日本版SBIR制度の抜本改革～

日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）は、スタートアップ等による研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装し、それによって我が国のイノベーション創出を促進するための制度です。

研究開発型スタートアップ等への補助金等の支出機会の拡大や、初期段階の技術シーズから事業化までの一貫した支援に、内閣府をはじめ関係省庁が連携して取り組みます。

従来：中小企業等の研究開発に対する補助金の支出増大・様々な方法で成果の事業化を支援
2021年度～：イノベーション創出に寄与する制度

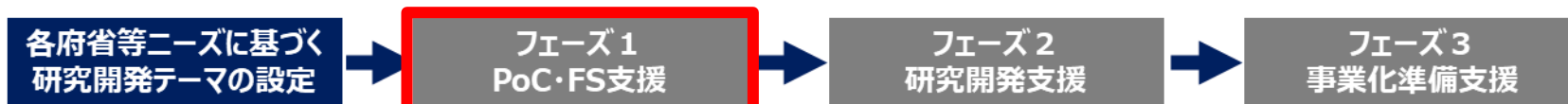
抜本改革の概要

- ①制度目的・実施体制の見直し（イノベーション政策としての位置づけを明確化）
- ②スタートアップ等への予算の支出機会の増大（支出目標の策定と実施）
- ③各省統一的な運用と社会実装の促進によるスタートアップ等の機会拡大

【SBIR制度特設サイト】 <https://sbir.smrj.go.jp/>



日本版SBIR制度における「SBIRフェーズ1支援」



各府省等より、
社会ニーズ・
政策課題に基づく
「研究開発テーマ」
が示されます。

「SBIRフェーズ1支援」
「研究開発テーマ」に沿った
概念実証(POC)や
実現可能性調査(FS)を実施

各府省等の制度
「フェーズ2」以降、
実用化に向けて、さらに本格的な研究開発を実施。

研究開発が成功し、事業化へ至った場合は、公共調達等における支援を利用し、早期社会実装を目指します。



SBIRフェーズ1支援委員会の委員長、副委員長、委員と
ニーズ元府省の指定する有識者等※が連携し、
課題の採択、採択後のマネジメントを実施

※各府省はプログラスマネージャー（PM）を設置します。
また、省庁間の連携を内閣府の省庁連携PMが担います。

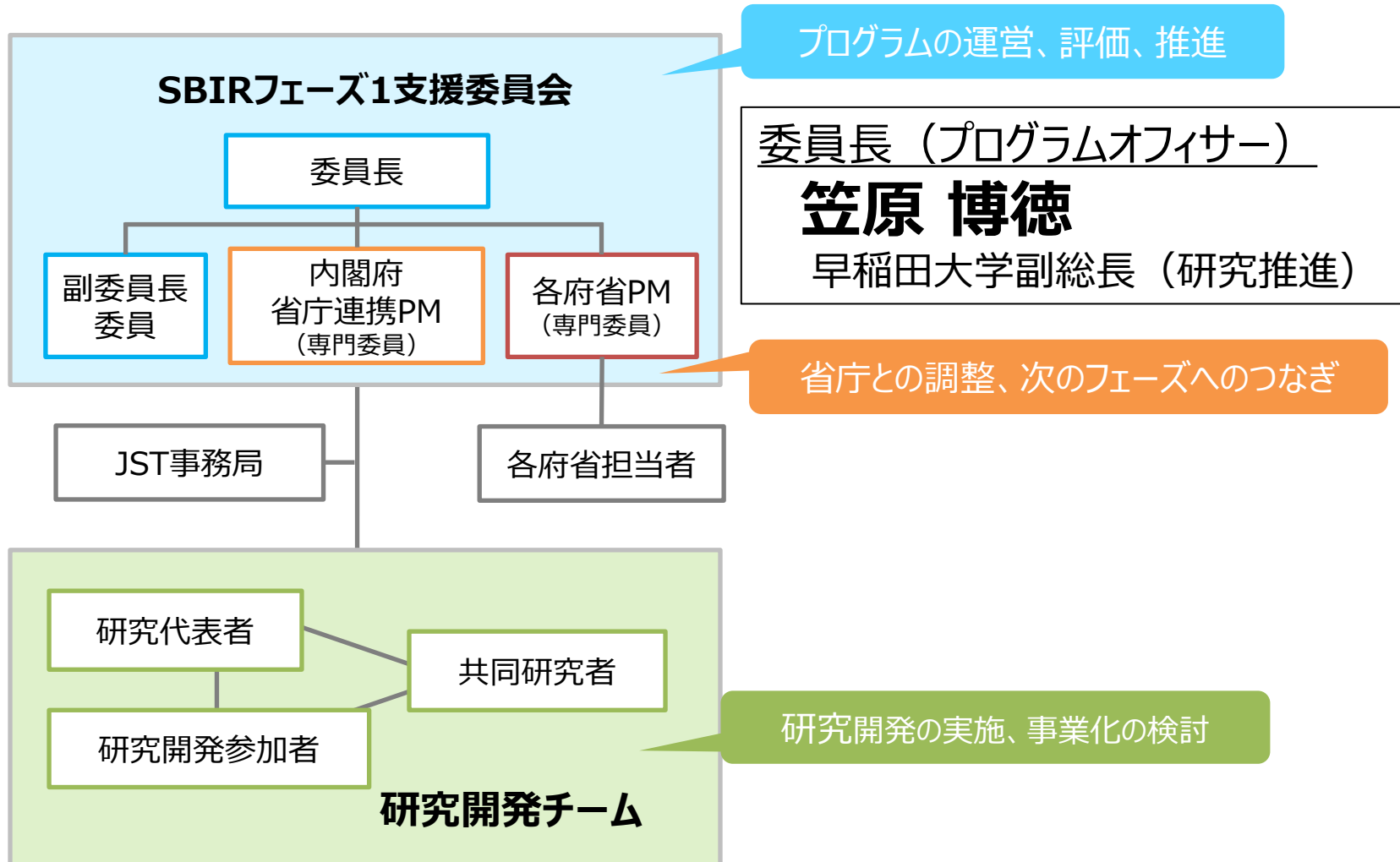
【SBIRフェーズ1支援 事業概要】 <https://www.jst.go.jp/start/sbir/index.html>

“フェーズ1”終了時の目標

- ・概念実証（POC）や実現可能性調査（FS）が完了していること。
- ・ビジネスモデルの検討が十分に進んでいること。
- ・知財戦略の検討が十分に進んでいること。

※研究開発テーマごとに上記に加えて別途「フェーズ2への移行条件」を設けています。
詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

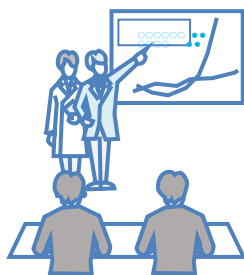
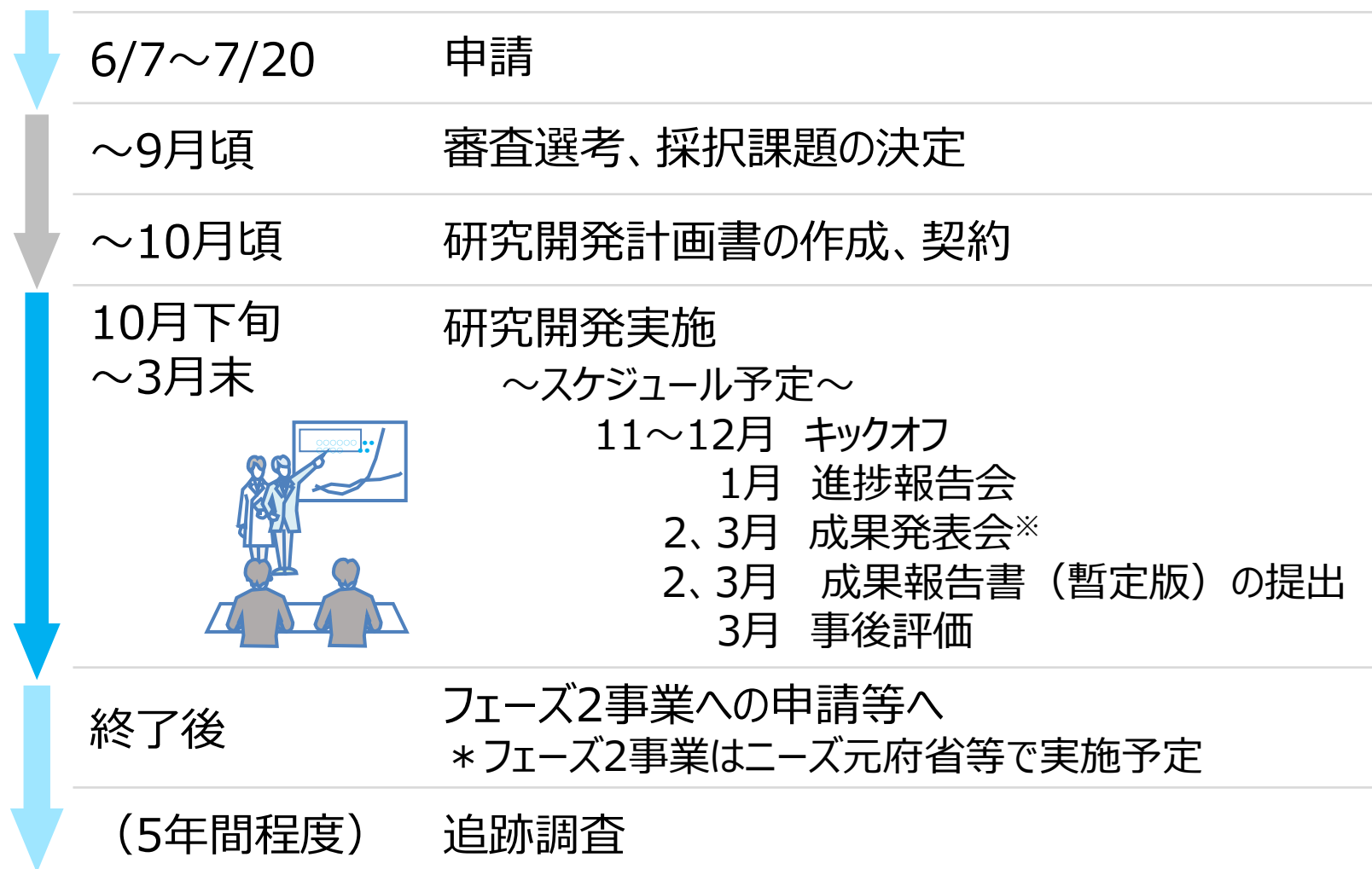
実施体制



公募・プログラム概要

プログラム名	SBIRフェーズ1支援
募集対象	大学等の研究者（起業を目指す者／技術移転を目指す者） ※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。
対象分野	各府省等における社会課題や政策ニーズを元に設定された「研究開発テーマ」に対応する分野
研究開発費	上限715万円（直接経費） ※間接経費（原則、直接経費の30%）を別途措置
研究開発期間	2022年10月下旬 ～ 2023年3月末（5ヶ月程度）
公募期間	2022年6月7日（火）～ 7月20日（水） 正午
選考期間	2022年8月 ～ 9月頃（書類選考のみ）
採択件数	20件程度

活動実施の流れ



※【2021年度 成果発表会】 https://www.jst.go.jp/start/news/r3_seika_sbir.html
2022年度の開催方法は未定です。

研究開発テーマ（一覧）

(1) ~ (9) から1つ選択し、申請書に記載

番号	タイトル	ニーズ元	社会実装方法
(1)	Beyond 5Gの機能を実現・活用し、新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等に関する研究開発	総務省	起業
(2)	農林漁業者の高齢化や担い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化	農林水産省	起業
(3)	農林水産物の流通の合理化・迅速化	農林水産省	起業
(4)	農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発	農林水産省	起業
(5)	各障害の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発	厚生労働省	起業/技術移転
(6)	IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(7)	海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(8)	交通分野（特に大型モビリティ）における代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発	国土交通省	起業/技術移転
(9)	造船所の生産性向上に関する研究開発	国土交通省	起業/技術移転

研究開発テーマ（詳細）

公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」で、各研究開発テーマについて以下の項目を記載しています。

・**概要**（背景や社会課題など）

・**対象**（技術の具体例）

・**社会実装方法**

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがありますのでご注意ください。

・**フェーズ2への移行条件**

※スライド5「フェーズ1終了時の目標」に加えて、テーマごとに別途設けている「フェーズ2への移行条件」を記載しています。

・**フェーズ2の公募対象**

※フェーズ2事業への申請は法人格が必要な場合があります。

・**事業化までの想定経路・フェーズ2で得られる支援内容**

※フェーズ2以降の事業情報については、今後の予算状況等に応じて変更となる可能性があります。

選考の観点の（1）は、**「研究開発テーマとの関連性」**です。

提案の際は、学術的関心等による研究に留まらず、事業化を見据えた上で、これらのニーズにいかに関与するか、どのように事業化を目指すのか、ビジネス面を含めて明確にしてください。

研究開発テーマ（1）

**Beyond 5Gの機能を実現・活用し、
新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等
に関する研究開発【二ーズ元：総務省】**

※技術移転は対象外

対象（技術の具体例）

Beyond 5Gに求められる以下の機能を備えた新たな通信アプリケーション、これらの機能を実現する要素技術等、Beyond 5G実現に向けた多様な研究開発を対象とする。

（「Beyond 5Gに求められる機能」：技術課題例）

「超高速・大容量」：オール光ネットワーク技術、テラヘルツ波等

「超低遅延」：時空間同期、伝送メディア変換等

「超多数同時接続」：センシング、アンテナ高度化等

「自律性」：完全仮想化、オープン化等

「拡張性」：衛星・HAPS利用、AI、インクルーシブインターフェース等

「超安全・信頼性」：量子暗号、セキュリティ技術等

「超低消費電力」：光電融合、ナノハイブリッド基盤等

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（2）

農林漁業者の高齢化や担い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化【二一ズ元：農林水産省】

※技術移転は対象外

対象（技術の具体例）

農林水産業の生産作業の自動化、省力化、シェアリング、生産技術の効率化に資するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。

- ・既存の農機の電動化、高精度化を低コストで実現する技術
- ・畜産における活性汚泥プラントのセンシングと無人化
- ・作物の状態を非破壊で見える化（糖酸度等、粒数計測など）
- ・農産物の病害虫予測技術
- ・地図情報を活用し、病害虫対策を含めた営農管理システム

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（3）

農林水産物の流通の合理化・迅速化【二一ズ元：農林水産省】

※技術移転は対象外

対象（技術の具体例）

農林水産物の輸送・流通の合理化に資するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。

- ・圃場収穫および収穫物の選果場等への物流の合理化、共同物流による物流合理化
- ・畜水産物や野菜果樹等の鮮度維持、輸送技術

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（4）

農林水産物の環境配慮、 循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発

【二ーズ元：農林水産省】

※技術移転は対象外

対象（技術の具体例）

農林水産分野における環境配慮、循環型生産体系を実現するものを対象とし、以下は具体的な技術シーズの例である。

- ・ビニールハウスに使用するボイラーの燃料を削減する技術
（例：吸着熱、気化熱等の活用技術）
- ・農村における遮光率の低い太陽光パネル、
放棄地活用したタールの出ないバイオマス発電技術
- ・電源電波の無い農山漁村における安否伝達技術
- ・農林水産食分野のイノベーションにつながる技術

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（5）

各障害の特異性・個別性も留意しつつ、 多様化する障害像への汎用性も見据えた自立支援機器の開発

【ニーズ元：厚生労働省】

対象（技術の具体例）

他業界における工学系の技術等を転用すれば開発可能だが支援機器市場を視野に入れた製品開発が進まない支援機器（以下に具体例を示す）に対する、障害者のニーズを充足する製品開発及びその事業化を視野に入れた研究開発を対象とする。

- ・障害者が自分で健康管理ができる機器
- ・障害者が災害時に取り残されることなく避難・救護可能な機器
- ・天候に左右されることなく障害者の移動を円滑にする機器
- ・感覚器（聴覚・視覚等）障害者の感覚を代行する機器
- ・知的・精神障害者の困りごとに特化した機器
- ・障害児の困りごとに特化した機器

※技術はあるが既存の製品として広く流通していない物が望ましい。

機器にはシステム、アプリケーションを含む。

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（6）

IoT等の活用による内航近代化に係る研究開発

【二一ズ元：国土交通省】

対象（技術の具体例）

船員の労働負担軽減、GHG削減、安全性の向上等に資する取組（以下に具体例を示す）を対象とする。

- ・デジタル電動ウインチ等、荷役設備の電動化・自動化による荷役時間の短縮に繋がる技術の確立
- ・船舶の脱炭素化に向けた離着棧の自動化技術、及び離着棧時の安全性の向上
- ・定時制と運航効率の改善の両立に繋がる技術の確立
- ・他船や障害物を検知するセンサー等、船員負担低減に資する電動化・自動化技術の構築と評価、安全対策の実証
- ・船舶の安全運航や事故防止に資する船員補助技術の確立

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（7）

海の次世代モビリティによる 沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発

【二ーズ元：国土交通省】

対象（技術の具体例）

「海における次世代モビリティに関する産学官協議会」とりまとめでは、海の次世代モビリティを活用した沿岸・離島地域の課題への対応アイデアについて、技術の成熟度（基礎、実証、実用）に応じた整理を行っているところであり、基礎段階にあるアイデアとしては、例えば以下のようなものがある。

- ・港湾海底部に海の次世代モビリティを常駐させ、定期的な巡回、自然災害時の被害状況調査等を行う技術
- ・悪天候下にあっても航行可能なASVを活用した、災害発生時等の緊急輸送等を可能とする技術
- ・港湾の浚渫時にAUVを用いて磁気探査を自動化する技術
- ・AUVの運用向上に資する海中通信技術

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（8）

交通分野（特に大型モビリティ）における 代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発

【二ーズ元：国土交通省】

対象（技術の具体例）

交通分野における「2050年カーボンニュートラル」に貢献する代替燃料分野、蓄電池分野の技術開発につながるものを対象とする。以下に具体例を示す。

- ・陸上電源の活用や、大型蓄電池の導入と各種機器の電動化による電気推進船の省エネ化実証
- ・内航海運分野における水素・アンモニア燃料の導入に向けた、最適船型等設計の開発調査
- ・バイオ燃料の利用拡大に向けた、燃料混合安定性等の課題に関する技術的実証

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

研究開発テーマ（9）

造船所の生産性向上に関する研究開発【二一ズ元：国土交通省】

対象（技術の具体例）

設計・建造過程をデジタルで一元管理することによって、作業工程を最適化しつつ生産上のロスを排除し、デジタル空間上で問題の先取りと対策の検討、モデル船型図面から造船所の設備等に合わせた詳細設計の作成支援が行えるシミュレーション技術を対象とする。

※詳細は、公募要領「2.1 公募の対象となる研究開発テーマ」を確認してください。

応募の要件（一部）

① 研究代表者が申請の核となる技術シーズの発明者である、 もしくは発明に関わった者であること

※技術シーズ：事業化を目指す上で必要となる研究成果等

※当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましい

② 以下のいずれかを目指していること

A. 事業終了後の起業による技術シーズの事業化（事業実施中の起業も可）

※プロジェクト推進型 起業実証支援／ビジネスモデル検証支援、

大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援／大学推進型内の
研究開発課題と同時に申請・実施することは不可。

B. 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転による技術シーズの事業化

※一部、技術移転が対象外の研究開発テーマがあります。

※技術移転先企業の要件は公募要領「2.7.2 技術移転先企業の要件」
（概要はスライド22に掲載）を参照してください。

応募の要件（一部）

③研究代表者、主たる共同研究開発者 （JSTから資金配分を受ける者）の所属機関が、以下を同時に満たすこと

A.日本国内の研究機関であること

B.下記のいずれかに該当すること

- ・国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人
- ・公益財団法人、公益社団法人、公設試験研究機関
- ・一般財団法人、一般社団法人（※）
 - ※1.旧制公益法人から移行したものであること、
 - 2.非営利型法人であること、
 - 3.定款に事業として「研究」を含むこと を満たしているものが対象。

※企業（上記にあてはまらないもの）は、JSTからの資金配分対象としません。

- ・JSTからの資金を受けずに参画することは可能です。
- ・大学等から企業等、及び他大学等への再委託はできません。

応募の要件（一部）

④（技術移転を目指す場合）「技術移転先企業」が以下を同時に満たすこと

A.日本の法人格を保有すること

B.中小企業者に該当すること

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律2条第14項に定められている以下の資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、**みなし大企業に該当しないもの**、かつ、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（下記3業種を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

選考の観点

(1) 研究開発テーマとの関連性

- ・研究開発テーマにおけるニーズ元府省の提示する社会ニーズ・政策課題の解決に貢献するか。

(2) 技術シーズ

- ・技術の基となる研究成果等が、独創性、新規性を有しているか。
- ・実現を目指す技術が、競合に対して優位性を有しているか。

(3) 事業化の可能性

- ・事業の実現性や成長性が期待できるか。
- ・知財戦略が明確で、事業に支障が無いか。
- ・技術シーズの事業化に対する熱意を有しているか。
- ・申請時点での技術シーズの成熟度を適切に把握し、事業化に向けた検討ができているか。

(4) 研究開発計画

- ・事業化を目指すうえで、本研究開発期間中に達成しようとする目標が妥当か。
- ・設定した目標に対し、研究開発計画が妥当か。
- ・活動に向けて適切な体制となっているか。

(5) 利益相反、倫理面の配慮、他資金との切り分け、エフォート確保等に関する検討状況

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

- ・基本情報
- ・技術シーズ
- ・製品・サービスと事業化の構想
- ・本支援期間中の目標、活動計画 等

2) 様式2 (Excelで配布) ※必須

- ・予算計画

3) 様式3 (Wordで配布) ※技術移転の場合のみ必須

- ・SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

1つのPDFファイル
として提出

e-Rad入力画面

- ・概要、申請者（研究代表者、企業担当者）の基本情報等を入力
- ・申請書PDFをアップロード

申請締切： 7月20日(水) 正午

システムが混み合い時間がかかることがあるため、
余裕を持って手続きをお願いします。

申請書提出について

申請書様式

1) 様式1 (Wordで配布) ※必須

1. 目指す社会実装の方法
2. 研究開発テーマ
3. 課題名
4. 課題概要
5. 研究代表者等の情報
6. 研究開発分野
7. 技術シーズ
- 8-1. 製品・サービス
- 8-2. 事業化の構想
9. 事業化に向けた活動計画
10. 活動の推進体制
11. 他制度での助成等の有無
12. 利益相反マネジメントにかかる申告

e-Resへアップロードする際は、文字の記入順序、記入例を参照した上で、申請様式1～3または1～3をPDF形式で1つのファイルに統合してください(合計 20MB以下)。

(申請様式1)
ポイントをおさえ、査読者が読みやすいよう留意して作成してください。
※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。
※7～9については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

SBIR フェーズ1 支援 - 申請書

年 月 日提出

1. 目指す社会実装の方法

※該当しない選択肢は削除し、どちらか1つだけ残してください。研究開発テーマによっては(2)は対象外となりますので、必ず留意事項を確認してください。

(1) 起業による技術シーズの事業化
(2) 大学等発ベンチャーを含む中小企業への技術移転

2. 研究開発テーマ(1つ選択)

※該当しない選択肢は削除してください。複数該当する場合は、最も関連性の高いものを1つだけ残してください。

(1) Beyond 5G の機能を実現・活用し、新たな価値を生み出す最先端の通信技術・通信アプリケーション等に関する研究開発【起業者】
(2) 農林漁業者の高齢化や若い手不足の解消に資する自動化・省力化、生産技術の効率化【農林水産者】
(3) 農林水産物の流通の合理化・迅速化【農林水産者】
(4) 農林水産物の環境配慮、循環型の生産体系実現の可能性拡大に資する技術開発【農林水産者】
(5) 各種官の特異性・個別性も留意しつつ、多様化する障害者への汎用性も考慮した自立支援機器の開発【厚生労働者】
(6) IoT 等の活用による内航近代化に係る研究開発【国土交通者】
(7) 海の次世代モビリティによる沿岸・離島地域の課題解決に向けた研究開発【国土交通者】
(8) 交通分野(特に大型モビリティ)における代替燃料や大容量蓄電池の活用に向けた研究開発【国土交通者】
(9) 造船所の生産性向上に関する研究開発【国土交通者】

3. 課題名

※研究開発課題名を記入してください。課題が採択された場合、公開します。
※本項目の内容をe-Res上の「研究開発課題名」および「基本情報/研究目的」欄に転記してください。

4. 課題概要

※課題概要を10文字以内で簡単に記述してください(語、漢の使用は不可)。
動詞例 OOO(技術)シーズを利用して、OOOという課題を解決するOOOを開発する。そのOOOによって、OOOを行うベンチャー企業/OOOを行う企業への技術移転を目指す。
※課題が採択された場合、JST「プロジェクトデータベース」(<https://projectdb.jst.go.jp/>)およびSTART事業ホームページ(<https://www.jst.go.jp/start/>)において公開されますので、公開を希望されない情報が含まれないよう記述してください。なお、公開前内容を確認させていただきます。
※本項目の内容をe-Res上の「基本情報/研究概要」欄に転記してください。

※文字サイズは【10.5pt以上】、フォントは【MS Pゴシック】としてください。

下線・太字・色を多用することは避けてください(読みやすいように留意してください)。

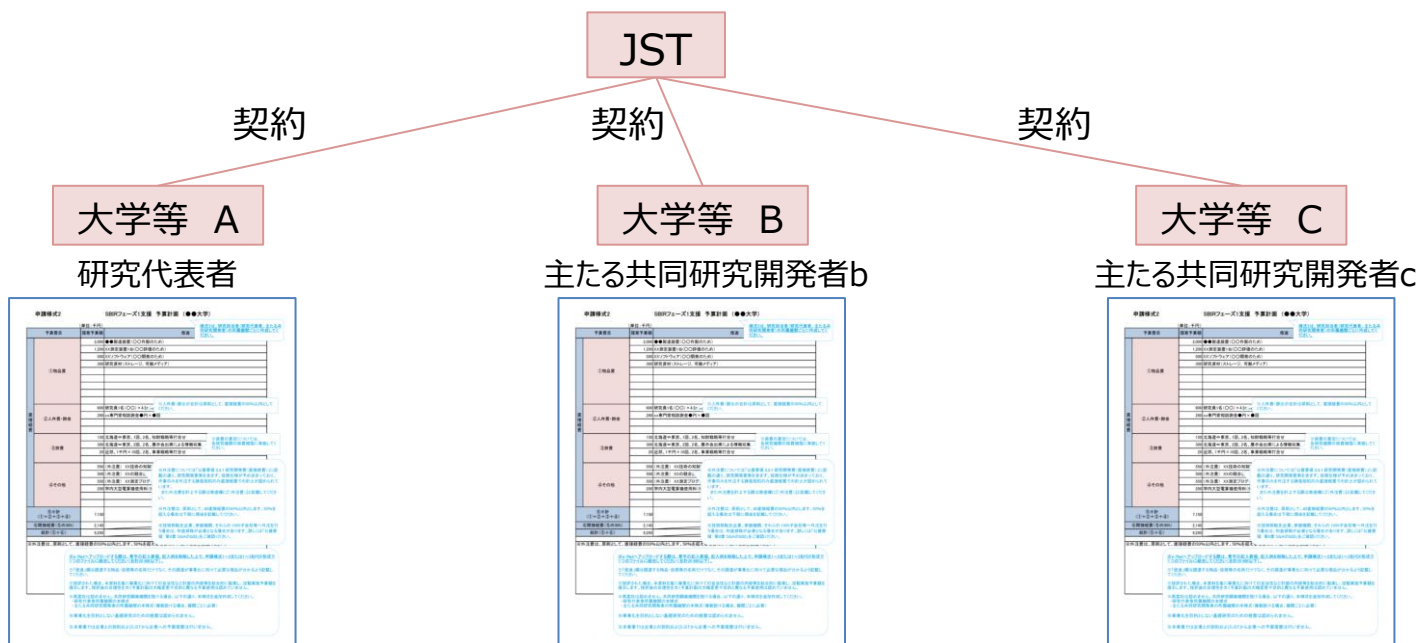
※7.～9.については、各項目でページ数を指定していますので確認してください。

申請書提出について

申請書様式

2) 様式2 (Excelで配布) : 予算計画 ※必須

※研究担当者 (研究代表者、主たる共同研究開発者※) の所属機関ごとに作成してください。



※主たる共同研究開発者 :

研究代表者の所属機関 A と異なる国内の大学等の研究機関 B で研究開発費を執行する場合、JST と研究機関 B (複数機関設けることも可能) が委託契約を直接締結します。研究機関 B における責任者を「主たる共同研究開発者」とします。

申請書提出について

申請書様式

2) 様式3 (Wordで配布) : SBIRフェーズ1支援に係る誓約書

※技術移転の場合のみ必須

※本様式は技術移転を目的とする場合に必要です。
※PDFへダウンロードする際は、表紙の記入欄、記入例
を参照し、また、申請様式1-3をPDF形式で1つのファイルに結合していただき合計20ページ以下。

誓約書 (申請様式3)

2022年〇〇月〇〇日

国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部

研究開発助成事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援に係る誓約

研究開発助成事業 大学発新産業創出プログラム(START) プロジェクト推進型 SBIR フェーズ1 支援(以下、「本事業」という。)で申請する研究開発課題に関して、下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者(以下、「企業担当者」という。)と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JST が実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査(本事業終了後、5年程度実施予定)に協力する。
4. 本事業終了後(フェーズ2以降)は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

以上

課題名: 「〇〇〇〇」 ※申請様式1の「課題名」を転記してください。

企業担当者

所属機関: 株式会社

部署: 事業部

役職: 部長

氏名: 〇〇

研究代表者

所属機関: 大学

部署: 研究科

役職: 研究員

氏名: 〇〇

1. 研究代表者は、技術移転先企業担当者（以下、「企業担当者」という。）と協働で申請書を作成する。
2. 企業担当者またはその代理者は、JSTが実施する研究開発課題に関する進捗確認のための各種会議等へ出席する。
3. 技術移転先企業は、追跡調査（本事業終了後、5年程度実施予定）に協力する。
4. 本事業終了後（フェーズ2以降）は、技術移転先企業が主体となり、事業の実施を検討する。

上記の事項について**企業担当者**に確認した上で、**課題名、企業担当者、研究代表者**について入力してください。

申請時の注意点

- ・e-Radへ「**研究インテグリティに係る情報入力**」が新規必須項目として追加されました。

※e-Radの改修（2022年3月15日）以降、登録をしていない場合は必ず行ってください。

※登録が完了していない場合、本公募へ申請できません（エラーになります）。

※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制変名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持型 約締結有無	削除

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除

(3) 誓約状況
添付金や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告しているか。
 報告している

名前表示にカーソルを合わせると出てくる【研究者情報の確認・修正】をクリックし、「所属研究機関」タブで操作を行います。

- (1) e-Rad外の研究費
- (2) 現在の全ての所属機関・役職
(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)
について該当があれば入力し、適切に所属機関に報告していることを確認。


- (3) 誓約状況
チェックボックス「報告している」をチェック。

申請時の注意点

- ・募集締切時に、応募が完了していない提案は審査対象外です。
(締切後の差し替えも対応不可)

※応募のステータスを確認し、「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば、応募が完了しています。

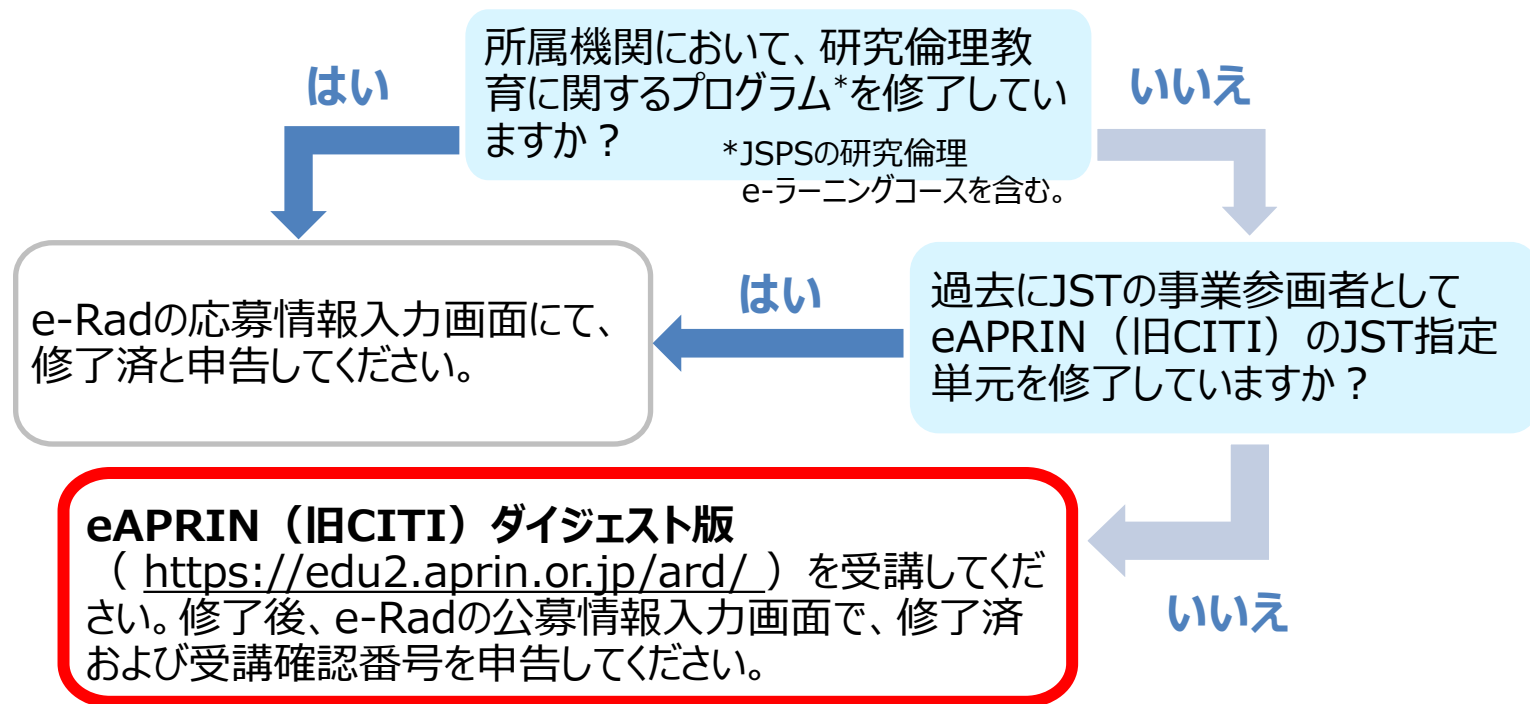
※提出が完了したら、申請の種類（ステータス）より、申請が正しく行われていることを念のため確認してください。

課題年度 (西暦)	課題ID	公募名	応募番号	研究機関名	課題 の 状態	申請の 種類 (ステ ータス)	編集/各種申請、 実績報告	応募 内容 提案 書ダ ウン ロード
		研究開発課題名	採択番号	研究代表者				
2022					応募 中	配分機 関処理 中 申請中	申請可能な 手続きへ	

- ・申請書は様式1～2または様式1～3を統合してPDFファイルに変換し、**正しく閲覧できるか確認してから**ご提出ください。
- ・応募に際しては、研究代表者、及び主たる共同研究開発者の e-Radの研究者ID **が必要**です。
- ・e-Radへ必要事項を入力の上、申請書をアップロードしてください。
※郵送、持ち込み等、e-Rad以外の応募は受け付けません。

研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究代表者は「研究倫理教育に関するプログラム」を修了していることが申請要件です。修了していることが確認できない場合は、要件不備となります。



※研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません。

採択後は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN」の指定単元を受講・修了していただきます。

※採択後に別途、研究担当者向けに研究倫理に関する講習を実施します。

利益相反マネジメントに関する申告について

(1) 技術移転先企業や課題に参画する機関が、
下記に該当する提案ですか？

※該当する場合は、所属機関の利益相反委員会等に問題ないか確認してください。

- a. 研究担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。
- b. 研究担当者等が役員に就任している機関。
- c. 研究担当者が株式を保有している機関。
- d. 研究担当者が実施料収入を得ている機関

はい

いいえ

JSTの出資先企業を参画機関とした
提案ですか？

はい

申請様式1「12. 利益相反マネ
ジメントにかかる申告」にて申告
が必要です。

いいえ

マネジメント対象外のため、
項目12では「該当しない」を選択。
※項目12は該当有無に関わらず回答必須

その他の留意点

- ・申請・実施について、**所属機関、技術移転先企業との同意**が得られていることが**必要**です。
 - ※申請書、e-Radでの登録情報に、所属機関の情報、技術移転先企業及び企業担当者の情報を記載していただきます。
 - ※特に技術移転の場合は、申請、研究開発実施、各種会議への出席、追跡調査への協力に関して、当該企業の同意が得られていることが必要です（申請様式3を提出）。また、フェーズ2以降は技術移転先企業が主体となって事業の実施を検討していただきます。
- ・ベンチャー企業の設立や技術移転に関して**その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意**が得られていることが**必要**です。
- ・起業（登記等）のための費用、企業活動（営業等）への費用執行はできません。
事業実施中に起業した場合も、大学での研究開発要素のみ、継続可能です。
- ・申請書、研究開発計画書、成果報告書等は、委員会メンバーの他、審査に携わる外部有識者、ニース元府省の指定する有識者、ニース元府省担当者等の守秘義務を負った関係者に共有する場合があります。
- ・終了後5年程度の追跡調査にご協力いただきます。

e-Radの不具合に備えて

- e-Radは**締切数時間前から大変混雑し、動作が遅くなる場合があります。**
余裕をもって手続きをお願いします。
- **「研究インテグリティに係る情報」は必ず登録してください。**
 - e-Radログイン後の【研究者情報の確認・修正】メニューから行えます。
※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。
 - 代表者および主たる共同研究開発者について登録が完了していないと応募ができません。
 - 「e-Rad外の研究費」に対象契約を記入する場合、予算額の金額がない場合は必ず0を入力してください。
- **締切当日の引き戻しは控えてください。**システム遅延により申請が間に合わない可能性があります。
- **トラブル発生に備えて、事前に問い合わせ窓口を確認しておいてください。**

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00（平日）
事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST産学連携展開部 START事業グループ	E-mail：sbir-one@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号：03-5214-7054 受付時間：10:00～17:00（平日）

- e-Rad不具合等により申請が間に合わないことが予想される場合、e-Radヘルプデスクへの連絡と合わせて、**締切前に必ずJST産学連携展開部 START事業グループまで連絡してください。**
- 大規模な不具合が生じた場合は公募情報ページでお知らせします。
<https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2022.html>

問い合わせ先

〒102-0076
東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構
産学連携展開部 START事業グループ
(SBIRフェーズ1支援担当)

E-mail : sbir-one@jst.go.jp

- JSTホームページ : <https://www.jst.go.jp>
- STARTホームページ : <https://www.jst.go.jp/start>
- 公募情報（公募要領・申請書） : <https://www.jst.go.jp/start/sbir/call2022.html>